

奈良県教育委員会

週報

第2292号

平成30年4月19日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	1
平成30年度奈良県中学校音楽教育研究会授業研究会・総会及び研修会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	15
平成30年度奈良県中学校生徒指導研究会総会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長	生徒指導 支援室	17
平成30年度の吉野川分水の通水に伴う事故防止等について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	19
平成30年度「外遊び、みんなでチャレンジ!」の実施について	各市町村教委教育長 各小学校長 各特別支援学校長	保健体育課	21
平成30年度学校体育担当者会議の開催について	各市町村教委教育長 各学校長	保健体育課	24
平成30年度奈良県児童生徒の体力テスト等調査実施について	各市町村教委教育長 各学校長	保健体育課	26

(次の週報は、平成30年5月10日(木)発行の予定です。)

教 学 第 4 0 号

平成30年4月19日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



29文科初第1494号
職発0219第5号
開発0219第2号
平成30年2月19日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和

厚生労働省職業安定局長
小川 誠

厚生労働省人材開発統括官
安藤 よし子

平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところでありますが、平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年

厚生労働省令第4号)等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生(中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)の推薦及び選考開始期日については、平成31年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日(沖縄県については平成30年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

- ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国统一して実施すべき事項についての説明又は確認
- イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議
- ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議
- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
- オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議
- カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成30年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）あて報告すること。

写

29文科初第1494号
職発0219第6号
開発0219第3号
平成30年2月19日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和
厚生労働省職業安定局長
小川 誠
厚生労働省人材開発統括官
安藤 よし子

平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成29年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成30年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新

規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成31年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成31年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

写

29文科初第1494号
職発0219第7号
開発0219第4号
平成30年2月19日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和

厚生労働省職業安定局長
小川 誠

厚生労働省人材開発統括官
安藤 よし子

平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、平成29年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成30年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成31年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

写

職 発 0 2 1 9 第 8 号
開 発 0 2 1 9 第 5 号
平 成 3 0 年 2 月 1 9 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、平成30年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - (4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降となるようにすること。
 - (5) 選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業予定者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県中学校音楽教育研究会
授業研究会・総会及び研修会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願
い
します。

記

1 目 的

県内中学校における音楽教育の一層の充実を図るため、指導内容や指導方法についての研
修を深め、教員の指導力の向上を目指す。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校音楽教育研究会

3 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の教員

4 期 日

平成30年6月8日（金）

5 会 場

（1）公開授業・総会等

大淀町立大淀中学校

（2）研修会

大淀町立文化会館あらかしホール

吉野郡大淀町桧垣本2090

6 日 程

(1) 公開授業・総会等（大淀町立大淀中学校）

- 9：55～10：45 公開授業
10：55～11：35 研究協議
11：35～12：00 指導講評
12：10～12：50 開会行事及び総会
14：00～14：40 「音鑑・冬の勉強会2017」 報告会

(2) 研修会（大淀町立文化会館あらかしホール）

- 15：00～16：00 研修会
16：00～16：10 閉会行事

7 内 容

(1) 公開授業

学 年	題 材 名	指 導 者
第1学年	曲想を感じ取り、いきいきと歌おう	岡 実菜子

(2) 指導講評

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 辰巳 真弓

(3) 研修会

演題 「音楽に込める思い」

講師 マリンバ奏者 大森 香奈

8 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成30年5月25日（金）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

広陵町立広陵中学校 教諭 上西 きみ子

FAX 0745-55-7477

各市町村教委教育長 }
各 中 学 校 長 } 殿
各 中 等 教 育 学 校 長 }

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県中学校生徒指導研究会総会の開催 について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

本県中学校における生徒指導上の諸課題について研究協議を行い、生徒指導の充実に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校生徒指導研究会

3 日時及び会場

平成30年5月11日（金） 13：30～16：00

県立教育研究所 大講座室

磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内中学校及び中等教育学校の生徒指導主事（部長）又は生徒指導担当者

5 日 程

13：30～13：50 開会行事

13：50～14：30 総 会

14：40～15：30 講 演

15：30～15：50 事務連絡

15:50～16:00 閉会行事

6 講演

演題 「38年間を振り返って」

講師 高山 仁 氏（前天理市立西中学校長）

7 問合せ先

奈良市立平城中学校 教諭 吉田 央

TEL 0742-45-9405

各市町村教委教育長 }
各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度の吉野川分水の通水に伴う 事故防止等について（通知）

このことについて、本年度も大和平野地域への吉野川分水の通水が6月1日から9月20日（試験通水は5月7日から5月16日）まで行われます。

つきましては、通水期間中の事故防止等に取り組むため、下記注意事項について、関係地域内の学校（園）の幼児、児童及び生徒に周知徹底頂きますようお願いいたします。

記

- 1 吉野川分水施設の用水路・樋門（ひもん）・ゲート等の農業水利施設にむやみに近付かないこと。
- 2 水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草等を投げ込まないこと。
- 3 地域内の河川（曾我川、飛鳥川、寺川、初瀬川、巻向川、西門川、布留川、菩提仙川、葛城川、水越川、元町川、兄川、高田川、柿本川、太田川、岩谷川、熊谷川、竹田川、葛下川、佐味田川及び富雄川等）は急激な流量の増減が予想されるので、水遊び、水泳、魚釣り等には十分注意すること。
- 4 通水量は、5月7日から5月16日までの試験通水で $2.0\text{m}^3/\text{sec}$ 程度、6月1日から9月20日までの本通水では、最大で $8.5\text{m}^3/\text{sec}$ 程度（ただし、水利権上の最大は $9.40\text{m}^3/\text{sec}$ ）となる予定
- 5 非常災害に際しては、下記へ連絡すること。
 - (1) 大和平野土地改良区 樫原市城殿町459
TEL 0744-22-2052
 - (2) 奈良県農林部農村振興課 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-7463

6 関係地域

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

以上 20 市町村

各市町村教委教育長 }
各 小 学 校 長 } 殿
各 特 別 支 援 学 校 長 }

奈良県教育委員会教育長

平成30年度「外遊び、みんなでチャレンジ！」 の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1 趣 旨

体力向上に係る取組の一環として、児童がなわとびやボール運動等様々な運動に取り組み、協力して記録に挑戦することにより、運動への親しみや集団で運動する楽しさを味わせるとともに体力の向上を図る。

2 実施期間

平成30年4月～平成31年3月

3 対 象

奈良県内の小学生及び特別支援学校の小学部生

4 実施方法

(1) 各学校は、県教育委員会事務局保健体育課のホームページ（以下「HP」という。）の「外遊び、みんなでチャレンジ！」に掲載されている実施種目及びチャレンジの方法を児童に紹介し、児童は自分たちに合った種目にチャレンジする。

HPアドレス：<http://www.pref.nara.jp/3663.htm>

(2) 各学校は、児童のチャレンジの記録を認定し、HPの登録フォームにそって記録を入力し、県教育委員会へメール送信する。

(3) 県教育委員会は、各学校からメール送信された記録を集約して、HPに掲載する。

(4) メールを送信先については、別途連絡する。

5 実施期間

スプリング、オータム、ウインターの3期に分け、各期間に応じた種目を実施する。

スプリング 4月23日(月)～ 7月6日(金)

オータム 9月3日(月)～ 11月30日(金)

ウインター 1月15日(火)～ 3月1日(金)

6 実施種目

(1) スプリング

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| ①ペアドッジパス | ②ペア馬とび | ③ペアなわとび |
| ④ペアキックパス | ⑤グループドッジパス | ⑥連続大なわとび |
| ⑦8の字大なわとび | ⑧チャレンジなわとび | ⑨チャレンジ二重とび |

(2) オータム

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ①ペア馬とび | ②ペアなわとび | ③ペアキックパス |
| ④グループキックパス | ⑤連続大なわとび | ⑥8の字大なわとび |
| ⑦3分間かけ足 | ⑧チャレンジなわとび | ⑨チャレンジ二重とび |

(3) ウインター

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ①ペアドッジパス | ②ペア馬とび | ③ペアなわとび |
| ④ペアキックパス | ⑤グループキックパス | ⑥連続大なわとび |
| ⑦8の字大なわとび | ⑧3分間かけ足 | ⑨チャレンジなわとび |
| ⑩チャレンジ二重とび | | |

7 表彰

「外遊び、みんなでチャレンジ!」に登録された記録を集約し、各期間(スプリング・オータム・ウインター)の各種目(低学年・中学年・高学年・混合の部門)の1位から3位までの児童に賞状を授与する。また、年度末に、全登録校へ「外遊び、みんなでチャレンジ!奨励賞」を授与する。

8 その他

- (1) 実施方法や登録方法等の詳細は、HPにおいて掲載し、周知する。
- (2) 各学校での実施に当たっては、休み時間だけでなく体育の授業や学校行事等も活用することができる。その際には、児童の個人差に応じてチャレンジできるよう配慮すること。
- (3) 記録の認定は、児童の申告ではなく、教員等(P T A、ボランティアの大人でもよい)が立ち会って実施すること。
- (4) 記録の登録は、各期間指定された登録フォームに入力し、原則として記録を認定した教員等が行うこと。

※登録用パスワード：[kodomou-touroku](#)

- (5) 登録フォーム（Excelファイル）を県教育委員会へメール送信する際のファイル名は、「0423（認定日）〇〇小学校）」とすること。
- (6) 県教育委員会は、メール受信した記録を随時HPに掲載し、学期末に記録をまとめて種目ごとにランキング等を作成する。
- (7) 各学校は、HPにおいて、自校の記録掲載の有無を確認し、訂正等がある場合は、すみやかに県教育委員会へ連絡すること。
- (8) 記録の登録は、実施期間内とし、原則、期間を過ぎてからの受付は認めない。

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度学校体育担当者会議の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

学校における体育に関する指導についての理解を深め、県内各校における体育・保健体育指導の充実を図るとともに、情報交換等を通じて担当教員の資質の向上に役立てる。

2 日時及び会場

平成30年5月14日（月） 13時00分～16時40分

奈良県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

3 参加対象者

県内市町村教育委員会担当者並びに小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の体育・保健体育担当者（各校1名は参加すること。）

4 日程・内容等

13:00～13:10 開会行事等

13:20～14:30 講演 「東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて」

講師 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会 企画財務局 アクション&レガシー部 アクショ
ン&レガシー担当課長（教育担当） 塩見 絢子

14:40～15:10 分科会①（学校対象）

体力向上の取組、体力・運動能力調査について

分科会②（市町村教育委員会対象）
体力向上の取組について

15：20～16：40 校種別部会

部 会	部 会 の 内 容
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の体力向上の取組について （調査結果の報告及び県の事業説明等） ・学習指導要領について ・体育活動中の事故防止について
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の体力向上の取組について （調査結果の報告及び県の事業説明等） ・学習指導要領について ・体育活動中の事故防止について
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の体力向上の取組について （調査結果の報告及び県の事業説明等） ・学習指導要領について ・体育活動中の事故防止について

※特別支援学校については、部会を設定していないため、参加者の所属学部の部会に参加することを基本とする。

5 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、国、県及び私立学校については直接、市町村立学校については市町村教育委員会を通じて、平成30年5月2日（水）までに下記宛てFAXにて申し込むこと。

奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係

FAX 0742-22-3995

6 その他

当日、会場において「平成30年度学校体育必携」を配布するので、体育担当者が参加できない場合は代理の者が参加すること。

平成30年4月19日

各市町村教委教育長 }
 各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県児童生徒の体力テスト等
 調査実施について（通知）

このことについて、下記により実施されるようお願いいたします。

記

1 調査目的

県内の小・中・高等学校、特別支援学校の体力テスト及び定期健康診断結果の調査を実施することにより、県内児童生徒の実態を明らかにし、学校及び家庭における体力の向上及び健康の管理と増進を図るための資料に供するなど、行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期間

平成30年5月～7月

3 調査対象

県内小学校・中学校・高等学校（全日制・定時制）・特別支援学校の児童生徒
 （ただし、小学校1学年～4学年においては、種目を選択しての実施も可能とする。）

4 調査項目

(1) 体格 身長、体重

(2) 体力

校 種	項 目
小学校 特別支援学校 小学部	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走） 50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ（全8項目）
中学校 高等学校 特別支援学校 中学部・高等部	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走）又は持久走（男子…1500m走・女子…1000m走） 50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ（全8項目）

(3) 運動やスポーツに関するアンケート

5 測定方法

(1) 体格 「学校保健安全法施行規則」に準じる。

(2) 体力 文部科学省「新体力テスト実施要項」により実施する。

6 測定結果の入力及び提出

(1) 入力様式は、保健体育課のホームページからダウンロードする。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/6315.htm>

(2) 学校は、ダウンロードした入力様式を使用し、児童生徒の測定結果及び運動に関するアンケート結果をCDに入力する。

(3) 入力したCDと一覧表を、7月27日(金)までに下記宛てに提出する。(CDは、各学校で準備)

奈良県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係

〒630-8502 奈良市登大路町30

※業者が作成したデータを提出することも可

7 調査の統計処理及び提供する資料

統計処理は保健体育課において行い、以下の資料をCDにて各学校に提供する。

(1) 児童生徒各個人

個人票(測定値・偏差値・得点・段階・ローレル指数等)

(2) 各学校

学校別一覧表(各学年男女別平均値・偏差値・県平均・ローレル指数人数分布表)

学級一覧表(個人測定値・偏差値・得点・段階・ローレル指数・男女別学級平均・県平均)

ローレル指数分布表等

8 調査結果の活用

調査結果をまとめ、報告書をPDFで作成し、奈良県教育委員会事務局保健体育課のホームページからダウンロードできるようにする。

(1) 各学校における体育・健康に関する指導を効果的に進めるための資料とする。

(2) 調査結果に基づき、各学校及び児童生徒一人一人が積極的に体力の向上に努めるための資料とする。

(3) 保健体育行政における今後の施策の基礎資料とする。

9 調査実施上の注意

測定の際、文部科学省「新体力テスト実施要項」の「実施上の一般的注意」に十分配慮すること。特に、事前の健康管理、健康指導を十分行い、健康上異常が認められる者の実施は避けること。